

ID: 559

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名称 根拠条項	下水道法 第11条の3第3項及び第4項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 561

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	特定施設の設置計画の変更・廃止命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の5		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (計画変更命令) 第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1591

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	特定事業場の事故時の応急措置の命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の9第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (事故時の措置) 第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 562

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第18条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 563

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	汚濁原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第18条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (汚濁原因者負担金) 第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 564

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	改築工事原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第19条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (工事負担金) 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 565

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	下水の排除の改善・停止命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第37条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (改善命令等) 第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第12条の2第3項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文(第25条の30第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日

ID: 566

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第1項及び第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の30第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日

ID: 568

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	補償金の原因者に対する負担命令		
法令名称 根拠条項	下水道法 第38条第6項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となつた損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日